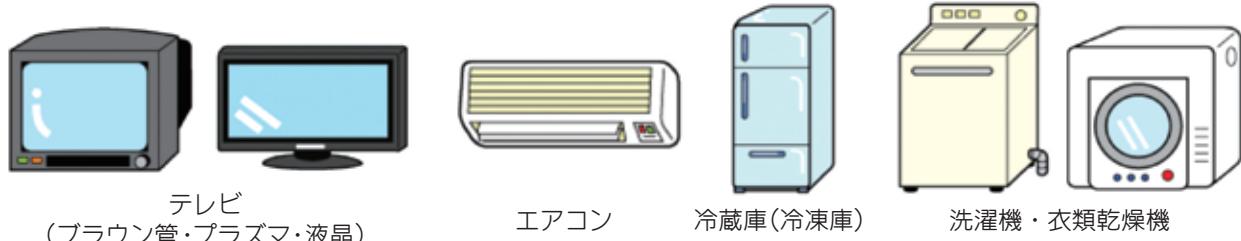


家電4品目の処分方法

■テレビ・エアコン・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法によりリサイクルすることが義務づけられています。



家電リサイクル法とは？

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、一般家庭や事務所から排出されたテレビ、（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機・衣類乾燥機などの特定家庭用機器廃棄物から、有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

■処分の方法

これらは家電リサイクル対象品目のため、市では収集できませんので、下記の2つのいずれかの方法で処分してください。

1. 販売店、取扱店に引き取ってもらう。

販売店、取扱店にリサイクル料金と収集運搬料金等を支払って依頼する。

2. 郵便局で家電リサイクル料金を納付し、指定引取場所まで運搬する。

郵便局でリサイクル料金を納付し、下記指定引取場所まで直接持ち込む。

リサイクル料金の納付のみで、収集運搬料金等は必要ありません。

指定引取場所

・トーテツ資源(株)弘前営業所 田舎館村大字川部字下船橋64-3 TEL0172-58-4725	・日本通運(株)弘前支店 弘前市大字新里字中平岡25-1 TEL0172-27-0881
--	--

リサイクル料金例（メーカーによって異なります）

令和7年4月1日現在

エアコン		990円～
テレビ	ブラウン管（15型以下）	1,320円～
	ブラウン管（16型以上）	2,420円～
	液晶・プラズマ（15型以下）	1,870円～
	液晶・プラズマ（16型以上）	2,970円～
冷蔵庫・冷凍庫	170L以下	3,740円～
	171L以上	4,730円～
洗濯機・衣類乾燥機		2,530円～

※別途回収費用が必要です